

第 20 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 25 年 2 月 27 日（水）午後 2 時 00 分から午後 3 時 38 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	5 番	大道	健實
	6 番	小原喜久雄	
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝（遅参）
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（1 名）

4 番 山田 学

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 北海道農業会議第 2 回地区別農業委員会会長・事務局長会議について

第 2 号 平成 24 年度十勝農業委員会連合会臨時総会について

第 3 号 平成 24 年度十勝農業委員会連合会研修会について

第 4 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

5) 議案

第 1 号 農業委員の辞任について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の

- | | |
|-------|------------------------|
| | 決定について |
| 第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 第 5 号 | 現況証明について |

6) 協議

- 第 1 号 平成 26 年度農業政策と予算に関する要望意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	それでは、定足数に達しておりますから、ただいまから第 20 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員については、議長から指名させていただくことに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。それでは、議事録署名委員に 15 番 東口委員、16 番 蛭原委員をお願いをいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、18 番 中島委員より遅参する旨、4 番 山田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告をいたします。
議長	それでは議事に入ります。 報告第 1 号「北海道農業会議第 2 回地区別農業委員会会長・事務局長会議について」、報告第 2 号「平成 24 年度十勝農業委員会連合会臨時総会について」、報告第 3 号「平成 24 年度十勝農業委員会連合会研修会について」を一括ご報告を申し上げます。それでは、報告第 1 号から第 3 号の報告をお願いします。

はい。それでは、報告第1号から第3号までにつきましてご報告をさせていただきます。

報告第1号「北海道農業会議第2回地区別農業委員会会長・事務局長会議について」であります。別紙資料をご覧ください。

去る1月31日、北海道農業会議が主催の「第2回地区別農業委員会会長・事務局長会議」が、帯広市役所会議室で開催され、杉坂会長が風邪のため欠席されましたので、私が出席をいたしました。

主な事業事項につきまして申し上げます。

一つ目でありますけれども、「農地法等の適正な執行」では、北海道から市町村に権限委譲による農地等違反転用の対応について、本来あまり望ましくはないが、全道農業委員会の統一とした考え方として、違法性を解消するため、許可基準に照らし許可相当の場合は、始末書の内容から十分反省が見られ、今後違反行為が行われない事案につきましては、原状回復を求めるか否かを十分検討した上で、許可追認をすることが望ましい。ただし、これを奨励するものではない。とのことであります。

また、平成23年度に違法状態を解消する目的で北海道農業会議に諮問が13件あったとのことであります。

二つ目は、「市町村の区域を越える農地取得への対応」では、24年4月1日から農地法第3条の許可権限は、全て農業委員会に権限委譲され、全国農業会議所では、市町村を超えての農地取得等について耕作農地の情報提供の方法を策定をしました。全部効率利用要件と下限面積要件を確認するため、営農証明書等に遊休農地の有無の状況を記載してほしいとのことであります。

なお、遊休農地があれば農地取得等は、できないとのことであります。

三つ目は、「今後の北海道における農地流動化対策のあり方」では、アンケート調査結果で農地流動化面積は平成19年度まで増加傾向でありましたが、平成20年度以降は減少しているとの事であります。

賃借権の比率が高い要因としてはT P P等の状況を見極め売買ではなく賃貸借が増加している。農地対策については、課題等を取りまとめ国へ要望をするとのことであります。

四つ目は、「農業委員会の活動状況の平成25年度予算配分への反映」では、農業委員会交付金は農業委員会法施行令第1条第2項で委員会数3割、農家数2.5割、農地面積2.5割で特別の事情に応じ配分が2割であります。

この特別事情の配分20%のうち、13%相当分は総会等の議事録作成・公表、と活動の点検評価、活動計画の作成・公表であります。残りの7%相当分は遊休農地の解消で農業委員会の管内の遊休農地率で配分されることになりました。したがって、農地の利用状況調査を実施されていても、遊休農地率が高くなると交付金の交付額が少なくなるとのことであります。

五つ目は、「本道農業委員会系統組織による施策提案の反映状況」では、平成26年度国費予算の概算要求に向けて、本道農業委員会系統組織の意見として取りまとめ、北海道選出国會議員等に対して要請活動を行うので、農業施策と予算に関する要望意見を各農業委員会から提出するよう説明がありました。

六つ目は、「農業者年金に加入推進」では、北海道は全国的にも加入率が高いが、更に制度の周知と女性の加入推進をお願いしたい。との説明でありました。

次に報告第2号であります。「平成24年度十勝農業委員会連合会臨時総会について」であります。別紙資料をご覧くださいと思います。

都合によりまして、会長が欠席されましたので、私の方から簡単にご報告を

させていただきます。

去る1月31日、帯広市役所で臨時総会が開催されました。議案第1号「役員辞任に伴う役員の補充選任」では、昨年11月26日に理事で東部地区選出の本別町 井上会長が退任されましたので、補充選任を行いました。後任には、本別町 山西会長が選任されたところであります。

議案第2号「平成25年度事業予算に係る義務外負担金の決定」では、市町村農業委員会の負担金を昨年同額とし決定され、臨時総会を終了しております。

次に、報告第3号「平成24年度十勝農業委員会連合会研修会について」であります。資料は特に付けておりませんので、口頭でのみの説明とさせていただきます。

研修会は、会長研修と会長職務代理者および事務局長研修で別々の研修でありました。

会長研修では、農業委員会に関わる意見交換がされました。意見交換では幕別町提案の「耕地防風林の設置基準」のほか「譲渡所得の特別控除額の引上げ要望」、「規模拡大加算」について、意見交換がされました。

また、会長職務代理者および事務局長研修では、さほろ酒造株式会社 代表取締役 仲鉢^{ちゅうはち} 孝雄氏より「こだわりへの道のり」と題しまして、講演がありました。

講演では、生き残りを考えた場合に他にない「こだわり」が必要ということで、「水のこだわり」・「小売店との直接取引」・「お客様との会話」・「原料のこだわり」といたしまして、水、そば、米、小麦をできるだけ十勝、道内産を使用していきたいという発表でございました。

以上、雑駁ではございますけれども報告第1号から報告第3号までの報告とさせていただきます。

議長 　ただ今、報告の第1号から第3号までの内容報告がございました。質問ございませんか。

（発言なし）

議長 　それでは、質問がないようですから、以上で報告の第1号から第3号を終わります。

（18番中島委員遅参）

議長 　次に、報告第4号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。なお、1番から16番を説明いたします。

事務局 　報告第4号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから5ページの16件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長	ただ今、報告第４号１番から１６番について報告を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、質疑がないようでありますから、報告第４号の１番から１６番については、報告のとおりといたします。
議長	次に、議案第１号「農業委員の辞任について」を議題といたします。事務局から議案第１号の説明をいたします。
事務局長	議案第１号「農業委員の辞任について」内容のご説明をさせていただきます。 このたび、山田委員より平成２５年２月１９日付けで辞任届け出がありました。辞任事由は、「家族経営の中、妻の体調不良により私が重要な総会および研修会等に欠席することが多い現状の中、農業委員としての責任を全うすることが困難になったため」とのことです。 議案書をご覧いただきたいと思いますけれども、参考に書いてありますように、農業委員会等に関する法律第１６条の規定では、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」となっております。また、辞任事由が正当であるかどうかは農業委員会が社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきであるが、身体に障害を生じ委員又は会長としての職務の執行に支障が生じた場合などが、考えられます。 農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決すなわち辞任申出者を除く総会出席者の過半数の賛成によって行う事になっております。 山田委員は共済推薦委員のため農済の方に確認をさせていただき、また、杉坂会長、谷内代理と内容の協議をさせて頂き、本日、総会で辞任の同意を求めるものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。以上です。
議長	はい。ただ今、議案第１号について、ご説明を申し上げました。 ここで暫時休憩をいたします。 (１４：１２から１４：１５まで休憩)
議長	休憩を解きます。 ただいま、山田委員からの辞任の辞由について、これが正当であるかどうかについて、お諮りをいたしました。
議長	質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようでありますから、採決をいたします。

	本件につきましては、原案にご同意する事に、異議ございませんか。 【異議なしの声】
議長	それでは、異議がございませんから、議案第1号はにつきましては、同意することに決定をいたしました。 なお、山田委員が本日欠席でございますから、後日、本人へその旨を通知させていただきます。
議長	次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の第2号1番から6番を説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番6番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号の1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします、よって議案第2号の1番から6番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号7番、8番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号7、8番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わ

	ります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 2 号の 7 番、8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって第 2 号の 7 番、8 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号 9 番、10 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 9、10 番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定には問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 9 番、10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号の 9 番、10 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号の 11 番から 20 番について、説明をいたします。

事務局	【議案第2号 11 から 20 番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書 6 ページから 10 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 2 号 11 番から 20 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号の 11 番から 20 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号の 21 番から 24 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 21 から 24 番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 11 ページ、12 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
8 番	これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 2 号の 21 番から 24 番について、原案のとおり決することに異議ござい

ませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。議案第2号の21番から24番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号の25番、26番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第2号25番、26番を議案書もとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書13ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14番 この案件については、後継者への書き換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 はい。質疑が無い様でございます。採決をいたします。議案第2号の25番、26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号25番、26番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号の27番から32番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第2号27番から32番を議案書もとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書14ページから16ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

5番 これらの案件につきましては、昨年12月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号の27番から32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号の27番から32番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第2号の33番、34番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号33番、34番を議案書もとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書17ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

11番

この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は、鬼頭委員でございますが、利用調整会議に代わりにお出席しましたので、私の方から説明をいたします。この案件につきましては、昨年12月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号の33番、34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号の33番、34番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第2号の35番から38番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号35番から38番を議案書もとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書18ページ、19ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、今月 19 日に町公社が、利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号の 35 番から 38 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 2 号の 35 番から 38 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号 39 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 39 番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書 20 ページ上段、に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の…
事務局長	説明。
議長	大変失礼をいたしました。
議長	地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	この案件につきましては、昨年 11 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	はい。それでは採決をいたします。議案第 2 号の 39 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号の 39 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号の 40 番、について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 40 番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 20 ページ下段、に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 40 番、について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号の 40 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号の 41 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 41 番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 21 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号の41番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第2号の41番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の42番から45番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号42から45番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書21ページ下段から23ページ上段までに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
2番	これらの案件につきましては、昨年11月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第2号の42番から45番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第2号の42番から45番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の46番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号46番を議案書もとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書23ページ下段に、記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

9 番	この案件につきましては、先月、買入れ要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。なお、詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号の 46 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 2 号の 46 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号の 1 番、2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番、2 番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	去る 2 月 21 日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 1 番、2 番について、原案のとおり決することに、異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号の 1 番、2 番は原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第3号の3番、4番を説明いたします。
事務局	【議案第3号3、4番を議案書もとに朗読】
事務局	これらの案件は、別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
19番	去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました結果、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号の3番、4番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の5番、6番を説明いたします。
事務局	【議案第3号5番、6番を議案書もとに朗読】
事務局	これらの案件は、別添調査書5、6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
1番	去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第3号の5番、6番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の7番を説明いたします。
事務局	【議案第3号7番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
2番	去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。なお、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号の7番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の8番を説明いたします。
事務局	【議案第3号8番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
21番	この案件につきましては、親から子への生前贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、今、事務局からのご説明のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の8番について、原案の

とおりに決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって議案第3号の8番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の9番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番を議案書もとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。

2番 去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号の9番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の10番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号10番を議案書もとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。

5番 去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 10 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 11 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 11 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
23 番	この案件につきましては、国有地の払い下げであります。去る、2 月 21 日、蛭原委員、岡崎委員、事務局とで現地を確認していますが、周辺農地への影響はないと考えています。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございます。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 11 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号の 11 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 12 番から 25 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 12 番から 25 番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 12 から 25 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
12 番	これらの案件は、財務事務所普通財産処分でございます。去る、2 月 21 日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認しました。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の12番から25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号の12番から25番は原案のとおり決しました。

議長 次の議案第3号26番は、高橋委員の事案があります。審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(13番 高橋委員退席)

議長 それでは議案第3号26番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号26番を議案書もとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書26ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。

12番 この案件は財務事務所普通財産処分でございます。去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって議案第3号の26番は原案のとおり可決されました。

(13番 高橋委員着席)

議長 次の議案第3号27番も、白木委員の事案が含まれておりますから、審議が終

	わるまで退席をお願いいたします。 (19 番 白木委員退席)
議長	それでは、議案第 3 号 27 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 27 番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 27 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
12 番	この案件は財務事務所普通財産処分でございます。去る、2 月 21 日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 27 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 27 番は原案のとおり決しました。 (19 番 白木委員着席)
議長	それでは、次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

11 番 この案件につきましては、去る、2 月 21 日、石川委員、杉本委員、事務局と
で現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳
細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、よろしくお願い
いたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。ございませんか。

 (発言なし)

議長 はい。それでは採決をいたします。
議案第 4 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。議案第 4 号の 1 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 4 号の 2 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 2 番を議案書もとに朗読】

事務局 この案件の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地
区分は甲種農地であります。甲種農地は原則不許可であります。本件は農業
振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保のための施設として位置づけ
られた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお立
地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されております
ので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。

5 番 この案件につきましては、第 18 回総会の農振除外案件として、昨年 12 月 20
日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、
詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願い
いたします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号の 2 番について、原案の
とおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって議案第 4 号の 2 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 4 号 3 番について、説明をいたします。

事務局	【議案第４号３番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は第１種農地であります。第１種農地は、原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保のための施設として位置づけられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、第 18 回総会の農振除外案件として、昨年 12 月 20 日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号の３番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第４号の３番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第４号４番について、説明をいたします。
事務局	【議案第４号４番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、農家住宅建設を目的とする転用と一部、農業用施設へ転用するものでございます。農家住宅の建設する部分についての農地区分は、第一種農地であります。一種農地は、原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担う者の育成を確保のための施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。また、農業用施設用地部分に付いては、農地区分は、農用地であります。農用地は、原則不許可であります。本件は、農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、第 18 回総会の農振除外用途変更案内として、案件として、昨年 12 月 20 日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでござ

	いますので、よろしくお願いします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号の４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号の４番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第４号の５番について、説明をいたします。
事務局	【議案第４号５番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は第一種農地であります。第一種農地は、原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保のための施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載せれているとおりでございます。また合わせまして、今回の申請地に隣接しまして、103-4 という土地に建物が架かっておりますが、この所有者は、譲渡人、 さんが、国有地の払い下げを受けた土地となっておりまして、現況地目は、畑以外となっております。今回の申請、５条の申請にあたりまして、この 103-4 の所有者であります、 さんの方から さんの住宅建設にあたりまして、103-4 の内の一部を使う事に対して、問題ないという旨の承諾書を頂いておりますので、合わせてご報告、申し上げます。よろしくお願いいたします
議長	それでは地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
23 番	この案件につきましては、第 18 回総会の農地除外案件として、昨年 12 月 17 日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございます。
議長	はい。それでは、採決をいたします。議案第４号の５番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第４号の５番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第５号「現況証明について」を、議題といたします。議案第５号

の1番を説明いたします。

事務局 【議案第5号1番を議案書もとに朗読】

議長 はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

14 番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細については事務局、説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号の1番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の2番について、説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番を議案書もとに朗読】

議長 はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
5 番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって議案第5号2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の3番について、説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番を議案書もとに朗読】

議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、2月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号の3番は原案のとおり決しました。
議長	次に、協議第1号「平成26年度農業政策と予算に関する要望意見について」を、議題といたします。 始めに、大道農政部会長から提案説明をお願いいたします。 本年5月下旬予定の北海道選出国會議員要請集会に向けて、十勝農業委員会連合会より「平成26年農業政策と予算に関する要望意見のとりまとめ」依頼がありました。 2月22日に農政部会を開催し協議をいたしましたので、要望意見を決定いたしたく協議を求めるものでございます。 よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。
議長	はい。それでは、事務局から内容の説明をいたします。
事務局	はい。それでは、内容について説明をさせていただきます。 「平成26年度農業政策と予算に関する要望意見」といたしまして、要望項目が4項目ございます。 一つ目の要望項目といたしましては、「T P P 交渉参加への対応について」でございます。 要望の内容といたしましては、「政府がT P P 交渉参加を表明する意向を示している中、関税撤廃に例外品目が認められるか不透明であることから容認できず、農業が基幹産業である十勝地域、そのものが崩壊することから、関係機関と共にT P P 交渉に反対する。」内容となっております。 要望の理由につきましては、記載のとおりでございます。昨年同様の継続内容となっております。 次に、二つ目の要望項目といたしましては、「農業基盤事業予算の確保につい

て」でございます。

要望内容としてしましては、「農業の生産性向上、品質の高い農産物の生産と食料自給率の向上には、長期継続的な農地の暗渠、明渠等の基盤整備が不可欠であることから、農業基盤整備に対する予算を確保し、また地域にあった圃場整備と地元負担の軽減を求める。」内容となっております。

また、要望の理由につきましても、記載のとおりでございます、昨年同様の継続内容となっております。

次に、三つ目の要望項目としてしましては、「有害鳥獣の駆除対策について」でございます。

要望の内容としてしましては、「鹿、熊、キツネ等の有害鳥獣による農業被害が拡大していることから、被害防止のための駆除及び抜本的な対策、予算確保を求める。」内容となっております。

要望の理由につきましても、記載のとおりでございます、これにつきましても昨年同様の継続内容となっております。

最後、四つ目の要望項目となりますが、「農業委員会組織体制と関係予算の確保について」でございます。

要望の内容としてしましては、「農地法の改正に伴い、農地の効率的利用及び担い手の育成など地域農業の振興における農業委員会の機能、役割が拡大されたことから農業委員会の組織体制の整備・強化を図ると共に農地制度円滑化事業の継続と予算の確保を求める。」内容となっております。

要望の理由につきましても、記載のとおりでございます、これにつきましても昨年同様の継続内容となっているところでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。

議長

はい。ただ今、平成 26 年度に向けて、農業政策と予算に関する幕別町農業委員会としての要望意見案であります。これらにつきましては、十勝に各町村からの要望事項が集められまして、その中で決定して行くと、こういう経緯を問うものであります。この際、ご意見がございましたら伺いたいと思います。ございませんか。

(発言なし)

議長

それでは、本件につきましては、農政部会より、ご提案を申し上げました、内容について、このような進め方をされること、進めることで異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

意見、異議がないようでありますから、本農業委員会としては、この四件について、十勝農業委員会連合会で取りまとめる、幕別案として、提案して行きたいと思います。

議長

本日の議案は以上であります。
これをもって第 20 回農業委員会総会を終了します。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

15 番

印

16 番

印

議 長

印